

第11 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第12 特例基準

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条又は条例第47条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 屋内消火栓設備の基準（第12. 1（6）を除く。）に適合するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
- 2 次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる。
 - (1) 耐火構造の壁及び床又は特定防火設備である防火戸若しくはこれと同等以上のもので区画された金庫室等
 - (2) 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における温度の異常を早期に感知することができる装置（以下「温度監視装置」という。）を有しており、温度監視装置が温度の異常を感知した場合に、防災センター等において警報及び灯火により容易に覚知できるよう措置されているもの
 - (3) 準耐火建築物の天井裏、小屋裏で、不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分
 - (4) 浴室、シャワー室、洗面所等の用途に供する場所。ただし、当該部分に洗濯乾燥機、電気湯沸器、電気温風器等又はガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器等のうち、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき、安全性が確認されていないもの又は機器個々のヒーターの出力が2キロワットを超えるものを設置した場所を除く。
 - (5) 踏込み、床の間及び床面積が3平方メートル未満の広縁
 - (6) 溶鉱炉、鑄造所等多量の火気を使用し、温度変化の著しく大なる部分
 - (7) 機械設備等の振動が激しい場所等で感知器の機能保持が困難な場所
 - (8) 階段に接続されていない10メートル以下の廊下、通路又は階段に接続された廊下、通路等で、階段までの歩行距離が10メートル以下のもの
 - (9) パイプシャフトその他これらに類する場所のうち、次のア又はイに適合するもの
 - ア 水平投影面積が1平方メートル未満のもの
 - イ ア以外のもので、次に適合するもの
 - (ア) 耐火構造の壁で造られ、かつ、階ごとに水平区画が施されたもので、開口部に防火戸又はこれらと同等以上のものが設けられているもの
 - (イ) 給水管及び排水管のみで、可燃物が存置されていないもの
 - (10) 不燃材料で区画され可燃性物品を収納していない水槽室等
 - (11) 工場又は作業場で常時作業し、かつ、火災の発生を容易に覚知し、報知できる部分
 - (12) 床面積が1平方メートル未満の物入又はS K室
 - (13) 給排気ダクトで風速が5メートル毎秒以上のもの
 - (14) 臭気ダクト及びダストシュートでじんあい等が著しく発生する場所
 - (15) 上屋その他外部の気流が流通する場所（外気に面する部分から5メートル未満の範

- 囲をいう。)のうち、当該部分に面する部分の仕上げが不燃材料で仕上げられており、かつ、可燃物の存置がなく通行・運搬の用途のみに供される部分
- (16) 泡消火設備の基準(第3.1.(6))に適合する国土交通大臣の認定を受けた多段式の自走式自動車車庫で、同基準(第3.1.(6).ア)の開口部から5メートル未満の範囲の部分
- (17) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準(第14.15((1).ウ.(イ)を除く。))に該当するもの
- 3 次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設置しないことができる。
- (1) 次のいずれかに該当するものについては、規則第23条第5項第6号の規定によらないことができる。
- ア 炎感知器の設置が必要となる地階、無窓階及び11階以上の部分が駐車のために供されており、かつ、規則第23条第6項第1号に定める高感度の熱感知器が設置されている場合
- イ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(同表(16)項ロに掲げる防火対象物のうち同表(5)項ロに掲げる用途に供される部分を含む。)(主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものに限る。)の一部の住戸(共同住宅の形態を有する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができものをいう。以下同じ。))を含む。)を同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ(規則第13条第1項第1号に規定する(6)項ロ及びハをいう。)に掲げるいずれかの用途(以下イにおいて「住戸利用施設」という。)として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合で、次に該当する同表(5)項ロの用途部分
- (ア) 令別表第1(5)項イに掲げる用途に供する各独立部分に避難経路図が設けられていること
- (イ) 住戸利用施設の各独立部分内の廊下、階段その他の通路(就寢室(宿泊者又は入居者の就寝のために供する居室をいう。以下(イ)において同じ。))からの避難経路に限る。)に建基令第126条の4及び5の規定の例により非常用の照明装置を設置し、又は、各就寢室に常時容易に使用可能な、次に適合する携帯用照明器具が設けられていること
- A 照度は、30センチメートル前方でおおむね50ルクスのものであること
- B 照射方式が、散光式のものであること
- C 器具本体に乾電池の取替年月日を記入したラベルが貼付されていること
- (2) 炎感知器の設置が必要となる高さ20メートル以上である場所のうち、立体駐車場(垂直循環方式、エレベータ方式、エレベータ・スライド方式のものに限る。)で、差動式分布型感知器又は煙感知器が設置されている場合
- (3) 炎感知器以外の感知器が適さない場所のうち、障害物等により未監視部分が多く発生し、有効に火災を感知できない場合又は車両のヘッドライト等による非火災報が発生するおそれがある場合は、感知器を設置しないことができる。

- 4 仮設建築物のうち次に該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
- (1) 存続期間が6カ月以内であること
 - (2) 巡回監視装置を設け頻繁に巡視する等容易に火災を感知できる措置が講じられていること
- 5 令第21条第1項第3号イに掲げる防火対象物のうち、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、次に該当するものについては、同項第1号に掲げる防火対象物の部分を除き、自動火災報知設備を設置しないことができる。
- (1) 延べ面積が500平方メートル未満であること
 - (2) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途(以下「特定用途」という。)に供される部分が次に該当すること
 - ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階(建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。)であり、かつ、無窓階以外の階であること
 - イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること
 - ウ 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口(規則第28条の3第3項第1号イに規定する出入口をいう。)に容易に避難できること。ただし、令第21条第1項第1号に掲げる防火対象物の部分についてはこの限りでない。
- 6 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階(1階及び2階を除く。)の部分が、次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
- (1) 居室以外の部分(機械室、倉庫等)で不特定多数の者の出入りがないもの
 - (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分で、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号。消防庁予防課長、安全救急課長通知。以下「41号通知」という。)1.(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
 - (3) 住宅の用途に供されている部分であって、41号通知2.(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- 7 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物(以下「文化財建造物」という。)における自動火災報知設備については、次によることができる。
- (1) 次のいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - ア 文化財建造物を収納した建築物の主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因がないもの
 - イ 一間社、茶室等延べ面積が7平方メートル以下の小規模な文化財建造物であり、当該建造物が他の建築物等と独立して火災の発生のおそれが少なく、かつ、火災の延焼のおそれが少ないと認められるもの
 - ウ 文化財建造物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がなく設置しても有効に維持できないと認めら

れるもの

- (2) 感知器の設置については、次によることができる。
 - ア 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない文化財建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合は、当該建造物の小屋裏又は神社内陣の部分には感知器を設置しないことができる。
 - イ 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城郭等の文化財建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができる。
 - ウ 一間社、茶室等の小規模な文化財建造物に設ける差動式分布型感知器の空気の1の感知区域の露出長は、10メートル以上20メートル未満とすることができる。
 - (3) 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない文化財建造物については、地区音響装置を設置しないことができる。
- 8 大規模冷凍・冷蔵倉庫等の庫内における発信機及び地区音響装置の設置について、当該節の基準によることが困難なものにあっては、設置環境又は設置状況等により設置が適応しないものに限り、次によることができる。
- (1) 発信機の設置について、次に該当する場合は庫内に設置しないことができる。
 - ア 庫外の発信機からの歩行距離が50メートルを超える庫内の部分に、押しボタンが設けられていること
 - イ アの押しボタンの位置を示す表示灯等の灯火が設けられていること
 - ウ アの押しボタンを押下した場合に、防災センター等において警報及び灯火により容易に覚知できるよう措置されていること
 - エ アの押しボタンの押下に連動して、自動火災報知設備の地区音響装置が鳴動するよう措置されていること
 - オ 押しボタン及び灯火には非常電源が設けられていること
 - (2) 地区音響装置の設置について、次に該当する場合は庫内に設置しないことができる。
 - ア 庫内の出口付近に回転灯等の灯火が設けられていること
 - イ (1)により押しボタンが設置される場合にあっては、押しボタンの押下に連動して、自動火災報知設備の地区音響装置が鳴動するよう措置されていること
 - ウ 庫内の温度異常を感知した場合及び自動火災報知設備の作動と連動して、アの灯火が点灯するよう措置されていること。なお、庫内のいずれの部分からも灯火が視認できない場合にあっては、通路等に灯火が増設されていること
 - エ 灯火には非常電源が設けられていること
- 9 スキップフロア型又はメゾネット型の共同住宅の住戸その他の2以上の階数を有する1の住戸について、発信機を次により設置する場合は、規則第24条第8号の2イの規定によらないことができる。
- (1) 廊下階の廊下、階段、出入口付近その他の多数の目に触れやすい場所で、容易に操作できる場所に設けること
 - (2) 当該防火対象物の各部分から1の発信機までの歩行距離が50メートル以下であること
- 10 ガス充填所の製造施設のうち、屋内消火栓設備の基準（第12. 13又は14）に適合するも

のについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。

- 11 消火器具の基準（第4.6）に適合するものについては、住戸ごとにそれぞれ別の防火対象物とみなし令第21条の規定を適用することができる。

別表2-1-1 (第4. 1. (1). ア関係)

設 置 場 所		適 応 熱 感 知 器										炎 感 知 器	備 考	
環境状態	具 体 例	差動式 スポット型		差動式 分布型		補償式 スポット型		定温式		熱アナ ログ式				
		1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種	特 種	1 種	スポッ ト型				
規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所 ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工工場等													<p>1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること</p> <p>3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること</p> <p>4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと</p> <p>5 紡績・製材の加工工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと</p>

及び 同 号 ホ (ハ) に 掲 げ る 場 所	水蒸気が 多量に滞 留する場 所	蒸気洗浄室、脱衣 室、湯沸室、消毒 室等	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること 3 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること
	腐食性ガ スが発生 するおそ れのある 場所	メッキ工場、パッ テリー室、污水処 理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと
	厨房その 他正常時 において 煙が滞留 する場所	厨房室、調理室、 溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること
	著しく高 温となる 場所	乾燥室、殺菌室、 ボイラー室、鑄造 場、映写室、スタ ジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

排気ガス が多量に 滞留する 場所	駐車場、車庫、荷 物取扱所、車路、 自家発電室、トラ ックヤード、エン ジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	<p>1 規則第23条第5項第6号の規 定による地階、無窓階及び11階 以上の部分では、炎感知器を設 置しなければならないとされて いるが、炎感知器による監視が 著しく困難な場合等について は、令第32条を適用して、適応熱 感知器を設置できるものである こと</p> <p>2 熱アナログ式スポット型感知 器を設ける場合は、火災表示に 係る設定表示温度は60℃以下で あること</p>
煙が多量 に流入す るおそれ のある場 所	配膳室、厨房の前 室、厨房内にある 食品庫、小荷物専 用昇降機、厨房周 辺の廊下及び通 路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 固形燃料等の可燃物が収納 される配膳室、厨房の前室等 に設ける定温式感知器は、特 種のもので望ましいこと</p> <p>2 厨房周辺の廊下及び通路、 食堂等については、定温式感 知器を使用しないこと</p> <p>3 上記2の場所に熱アナログ式 スポット型感知器を設ける場合 は、火災表示に係る設定表示温 度は60℃以下であること</p>
結露が発 生する場 所	スレート又は鉄 板で葺いた屋根 の倉庫・工場、パ ッケージ型冷却 機専用の収納室、 密閉された地下 倉庫、冷凍室の周 辺等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 差動式スポット型感知器、 補償式スポット型感知器、定 温式感知器又は熱アナログ式 スポット型感知器を設ける場 合は、防水型を使用すること</p> <p>2 補償式スポット型感知器は、 急激な温度変化を伴わない場所 に限り使用すること</p>

火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
------------------------------	------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

- 注 1 ○印は当該設置場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること
- 5 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表2-1-1により適応感知器とされたものであること

別表2-1-2 (第4. 1. (1). イ関係)

設置場所		適応熱感知器				適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○*		○*	○	○	
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○	
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○
風の影響を受けやすい	ロビー、礼拝堂、観覧		○					○*		○*	○	○	○

場所	場、塔屋にある機械室等												
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベータ昇降路等							○		○		○	○
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等							○		○		○	○
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが8 m以上の場所											○	○

注 1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。

2 ○*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分

離型感知器にあつては光軸、炎感知器にあつては公称監視距離の範囲)が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式(当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの)の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること
- 5 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 7 大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあつては15m未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあつては20m未満の天井高さで設置するものであること
- 8 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表2-1-2により適応感知器とされたものであること
- 9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること

別表 2-1-3 (第10. 1. (1)
 第10. 2. (1) 関係
 第10. 3. (1)
 第10. 4. (1))

配線種別による使用電線

A 欄	B 欄	C 欄
屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm ² 以上
	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V)) J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (V V)) J I S C 3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-I E)) J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-I C)) J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V)) J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (V V)) J I S C 3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-I E)) J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-I C)) J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上

架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径2.0mm以上の 硬銅線※1
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm以上
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV)) J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV)) J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
使用電圧が60V以下の配線に使用する電線 ※2	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) J C S 4504 (警報用フラットケーブル)	導体直径0.5mm以上

備考

※1は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

※2は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS 日本電線工業会規格